

船舶事故等調査報告書

平成22年11月25日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故等番号	2010長第70号	
事故等種類	運航不能（機関損傷）	
発生日時	平成22年6月25日 11時00分ごろ	
発生場所	長崎県南島原市口之津港南方沖1海里（M）付近 （概位 北緯32°35′ 東経130°12′）	
事故等調査の経過	平成22年6月28日、本インシデントの調査を担当する主管調査官（長崎事務所）を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。	
事実情報		
船種船名、総トン数	漁船 ^{りょうえい} 漁栄丸、2.4トン	
船舶番号、船舶所有者等	NS3-401088（漁船登録番号）、個人所有	
乗組員等に関する情報	船長、一級小型船舶操縦士	
死傷者等	なし	
損傷	主機セルモーター焼損	
事故等の経過	<p>本船は、船長1人が乗り組み、長崎県口之津港南方沖で操業中、船長が、機関室からの異臭に気付いて主機を停止し、各部を点検したが原因不明であったため帰港することとし、平成22年6月25日11時00分ごろ、主機始動用キースイッチ（以下「キースイッチ」という。）を操作したが、セルモーターが起動せず、主機の始動ができなかった。</p> <p>本船には、通信装置及び錨が装備されておらず、また、船長は、携帯電話を所持していなかったため、漂流しながら救助を待った。</p> <p>本船は、26日05時15分ごろ、長崎市茂木港南南東方沖3.2M付近で、巡視船によって発見されて茂木港にえい航された。</p>	
気象・海象	<p>気象：天気 雨、風向 東、風力 1</p> <p>海象：海上 穏やか</p>	
その他の事項	キースイッチは、塩等が付着して始動位置で固着していた。	
分析	乗組員等の関与	不明
	船体・機関等の関与	あり
	気象・海象の関与	なし
	判明した事項の解析	<p>本船は、口之津港南方沖で操業中、主機のセルモーターが焼損したものと考えられる。</p> <p>主機セルモーターは、主機始動時にキースイッチが始動位置で固着したため、通電されたままの状態となり、焼損したものと考えられる。</p>
原因	本インシデントは、本船が、口之津港南方沖で操業中、主機始動時にキースイッチが始動位置で固着したため、セルモーターが通電されたままの状態となり、焼損したことにより発生したものと考えられる。	